毎週 火曜日・金曜日 (祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大

分 県 編集

三万八千八百八十円

Ħ

次

得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して

選挙管理委員会告示

平 成二十 九

九三

号

月

火曜日)

及び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分

万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得 の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十

た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて

日

十一年法律第百六十二号)第八条の規定による平成二十九年十月九日現在で大分県議会議員

株明文堂印刷

(定価 箇年

大分県報号外

(選管委告示)

(昭和三

田

第八

市市市

臼 佐

伯 田

二一、〇七六人

一一、三四一人

六、六一二人 五、三七六人

日 中

市市市市

津

=

一九六人

八

七九八人

別

府 分

市

九九六人 〇七六人 して得た数

平成二十九年十月十日

十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条、第七十五条、第七十六条、

大分県選挙管理委員会告示第七十八号

地方自治法

衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあった

選挙分会長告示

者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時…………

○選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の選挙立会人として届出のあった者が十人を 超えるとき等のくじを行う場所及び日時

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の選挙立会人として届出のあった者が十人を 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人として届出のあった者が十人を

 \equiv

を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得

て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算

た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じ

の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万

地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者

にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合 十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数

に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数

(その総数が四

地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営

地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分

一九、六五八人

大分県選挙管理委員会委員長

木

俊

廣 0)

の数

得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

二二二、八五七人

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………… 数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)......

挙 長 告

示

てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつ 八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え

平成一
一十九年
十月十日

大分県報号外 (選管委告示・選挙長告示)

由 豊宇杵 豊 後 後 布 大 佐 築 高 野 田 市市市 市 市 六、 七九九 〇、七六七人 七九二人 一三二人 五八六人 五一五人

東市・ 出
 玖
 姫

 珠
 島

 町
 村

〇八〇人

t 九一九人

九 日 玉

(重町・

三七三人

大分県選挙管理委員会告示第七十九号

分県第二区及び大分県第三区の選挙運動に関する支出金額の制限額は、 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、 平成二十九年十月十日 次のとおりである。 大

大分県選挙管理委員会委員長

木

俊

廣

大分県第一区 二四、八五九、八〇〇円

大分県第二区 二三、三八四、六〇〇円 七九八、五〇〇円

大分県第三区

大分県選挙管理委員会告示第八十号

次のとおり定めた。 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を

平成二十九年十月十日

分県選挙管理委員会委員長 木

俊

廣

区 分 放送局日本放送協会大分 午前七時二十五 H 時 午後三時 株式会社大分放送 日 時 株式会社テレビ大 午後三時五十五 日 時 五分十一時二十 **会社** 会社 日 時

テレビ

午前七時二十五

分

ラジオ 十月十八日 十月十九日 五分 十月十八日 五分

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長告示第一号

選

挙

長

告

示

る る候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、 立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属す 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区における選挙 次のとおりであ

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長

木

俊

廣

場所 大分市大手町三丁目一番一号

日時 平成二十九年十月二十日十時

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長告示第一号

る。 る候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、 立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区における選挙 又は同一の政党その他の政治団体に属す 次のとおりであ

平成二十九年十月十日

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長 大

津 留

源

場所 大分市大手町三丁目一番一号

日時 平成二十九年十月二十日十時十五分

大分県庁舎本館五階

大分県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長告示第一号

立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属す 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区における選挙 $\stackrel{-}{\sim}$ る。 選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時は、 衆議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長告示第一号 おりである。 る候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の 日時 場所 場所 日時 平成二十九年十月十日 平成二十九年十月十日 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長 衆議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長 大分市大手町三丁目一番一号 平成二十九年十月二十日十時四十五分 大分市大手町三丁目一番一号 平成二十九年十月二十日十時三十分 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室 大分県庁舎本館五階 ○選挙分会長告示 大分県選挙管理委員会室 秦 矢 野 次のとおりであ 喜 利 美 次のと 惠 幸

平成二十九年十月十日

大分県報号外 (選挙長告示・選挙分会長告示)